郵送による国民健康保険証再交付申請のしかた

国民健康保険証または高齢受給者証を紛失、汚損等した場合の再交付の申請については、郵送でも受け付けております。

書類の不備や不足により受付できない場合は、書類をお返しすることがあります。

マイナンバーの実施に伴い国民健康保険の届出の際、本人確認が厳格となりました。郵送による本人確認にも「身元確認」が必要です。

新しい国民健康保険証は不備や不足等がなければ、届出後、1 週間から 10 日程度で世帯主の方あてに郵送いたします。（国民健康保険証は簡易書留郵便、高齢受給者証は普通郵便、両方ある場合は簡易書留郵便で郵送いたします。）

①　届出人の身元確認書類のコピー
（有効期間内のものに限ります）

マイナンバーカード（個人番号カード）	運転免許証
パスポート	在留カード

等から一点

※顔写真付きの公的証明書がない場合は
次のいずれか二点
健康保険証、年金手帳、介護保険証、各種医療受給者証　等

②　国民健康保険証・高齢受給者証交付申請書

HP でダウンロードしたものか、
窓口で配布しているものをご利用ください

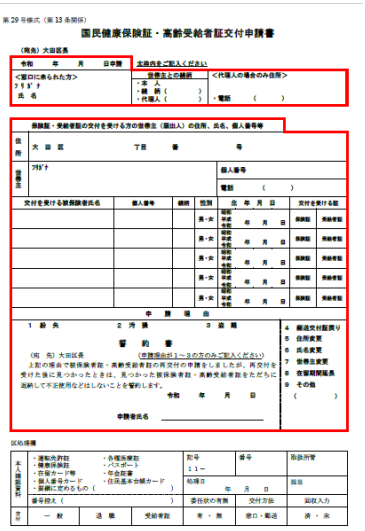
第29号様式（第13条関係）

国民健康保険証・高齢受給者証交付申請書

（宛先）大田区長

令和　年　月　日申請

太枠内をご記入ください

<窓口に来られた方>
フリガナ
氏　名

世帯主との続柄
・本　人
・続　柄（　　）
・代理人（　　）

<代理人の場合のみ住所>
・電話　（　　）

保険証・受給者証の交付を受ける方の世帯主（届出人）の住所、氏名、個人番号等

住所	大田区　　丁目　　番　　号				
世帯主	フリガナ		個人番号 電話　（　　）		
交付を受ける被保険者氏名	個人番号	続柄	性別	出生年月日	交付を受ける証
			男・女	昭和・平成・令和　年　月　日	保険証　受給者証
			男・女	昭和・平成・令和　年　月　日	保険証　受給者証
			男・女	昭和・平成・令和　年　月　日	保険証　受給者証
			男・女	昭和・平成・令和　年　月　日	保険証　受給者証
			男・女	昭和・平成・令和　年　月　日	保険証　受給者証

申請理由

1 紛失　2 汚損　3 紛失

誓約書

（宛先）大田区長　（世帯主が1～3の方のみご記入ください）

上記の理由で被保険者証・高齢受給者証の再交付の申請をしましたが、再交付を受けた後に見つかったときは、見つかった被保険者証・高齢受給者証をただちに返納して不正使用などはしないことを誓約します。

令和　年　月　日

申請者氏名

4 郵送交付証戻り
5 住所変更
6 氏名変更
7 世帯主変更
8 在留期間延長
9 その他
（　　）

区処理欄

本人確認書類	・運転免許証 ・健康保険証 ・在留カード等 ・個人番号カード ・要綱に定めるもの（　　）	・各種医療証 ・パスポート ・年金証書 ・住民基本台帳カード	取号 11－	番号	取扱所管
	番号控え（　　）		処理日　年　月　日		担当
			委任状の有無	交付方法	届出入力
交付	一般	退職	受給者証	有・無	窓口・郵送	済・未

以上①～②を下記の宛先にお送りください。

個人情報を含む書類のため、特定記録郵便または簡易書留での郵送をお勧めします。

〒１４４－８６２１
大田区蒲田５－１３－１４
大田区役所
国保年金課　国保資格係　行